

# 人事教育施策の現状・課題について

平成21年5月

防 衛 省

# 目次

## I 現 状

- I. 1 防衛省職員の定員及び現員
- I. 2 特別職である自衛隊員に係る人事面の特徴
- I. 3 自衛官の任用制度
- I. 4 自衛官の階級と定年

## II 課題及び取組みの方向性

- II. 1 過去の防衛大綱における人事教育施策に係る記述
- II. 2 中期防(平成17年度～平成21年度)における人事教育施策に係る記述
- II. 3 防衛力の人的側面についての抜本的改革
  - II. 3. ① 自衛官の募集に係る問題点及び改善の施策
  - II. 3. ② 自衛隊の幹部の構成に係る問題点及び改善の施策
  - II. 3. ③ 中途退職制度に係る問題点及び改善の施策
  - II. 3. ④ 階級の在り方に係る問題点及び改善の施策
  - II. 3. ⑤ 女性自衛官の更なる活用に係る問題点及び改善の施策
  - II. 3. ⑥ 再就職の援護・退職後の措置に係る問題点及び改善の施策
- II. 4 国家公務員制度改革に準じた改革
- II. 5 海外派遣に係る取組み
- II. 6 教育に係る問題点及び改善の施策
- II. 7 メンタルヘルスに係る取組み

# I. 現 状

## I. 1 防衛省職員の定員及び現員

### (1) 防衛省職員の内訳

(20年度末現在の定員)

防 衛 省 職 員	特 別	防 衛 大 臣		
		副 大 臣		
		大臣政務官（2人）		
	隊 の 職 員	自 衛 隊 内	定 員	事 務 次 官
			現 員	防 衛 参 事 官 等 541人
			現 員	事 務 官 等 22,142人
			現 員	自 衛 官 248,647人
		隊 の 職 員 外	現 員	即 応 予 備 自 衛 官 8,425人
			現 員	予 備 自 衛 官 47,900人
			現 員	予 備 自 衛 官 補 2,875人
			現 員	防 衛 大 学 校 学 生
			現 員	防 衛 医 科 大 学 校 学 生
			現 員	非 常 勤 職 員
	一 般 職	定員内	事 務 官 等 32人	
定員外		非 常 勤 職 員		

### (2) 自衛官の定員及び現員

(20年度末現在の)

区 分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部 等	合計
定 員	152,212	45,585	47,138	3,368	248,303
現 員	140,251	42,431	43,652	2,201	228,535
充足率	92.1	93.1	92.6	65.4	92.0

(20年度末現在の現員)

非任期制 自衛官	幹部自衛官	41,784 (1,703)
	准尉	4,810 ( 13)
	曹	137,158 (5,670)
	士	19,223 (1,131)
任期制自衛官	士	25,560 (2,650)

(注) ( )内は、女性自衛官で内数。

# I. 現 状

## I. 2 特別職である自衛隊員に係る人事面の特徴（1 / 2）

### サービスの宣誓

<b>自衛隊員</b> (根拠：自衛隊法施行規則(昭和29年6月31日総理府令第40号))	<b>一般職の職員</b> (根拠：職員のサービスの宣誓に関する政令(昭和41年2月10日政令第14号))	<b>警察職員</b> (根拠：警察職員のサービスの宣誓に関する規則(昭和29年7月1日国家公安委員会規則第7号))	<b>警視庁の職員</b> (根拠：職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年2月22日東京都条例第15号))	<b>東京消防庁の職員</b> (根拠：職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年2月22日東京都条例第15号))
<p style="text-align: center;">宣 誓</p> <p>私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、<b>事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて</b>職務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。</p>	<p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を深く自覚し、日本国憲法を遵守し、並びに法令及び上司の職務上の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをかたく誓います。</p>	<p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>	<p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法、法令、条例その他の諸法規を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してそれに従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従って、公正に警察職務の遂行に当たることを厳粛に誓います。</p>	<p style="text-align: center;">宣誓書</p> <p>私は、日本国憲法並びに法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、東京都民の奉仕者として良心のみに従って誠実且つ公正に職務の遂行に当たることを固く誓います。</p>

# I. 現 状

## I. 2 特別職である自衛隊員に係る人事面の特徴（2 / 2）

**勤務態勢** : 自衛隊員の任務の特殊性に基づく独自の規定

- 自衛隊員は、何時でも職務に従事することのできる態勢にななければならない。（自衛隊法第54条）

**独自の職務遂行義務** : 独自の「危険回避禁止義務」を規定

- 自衛隊員は、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けずに職務を離れてはならない。（自衛隊法第56条）

**独自の懲戒処分制度**

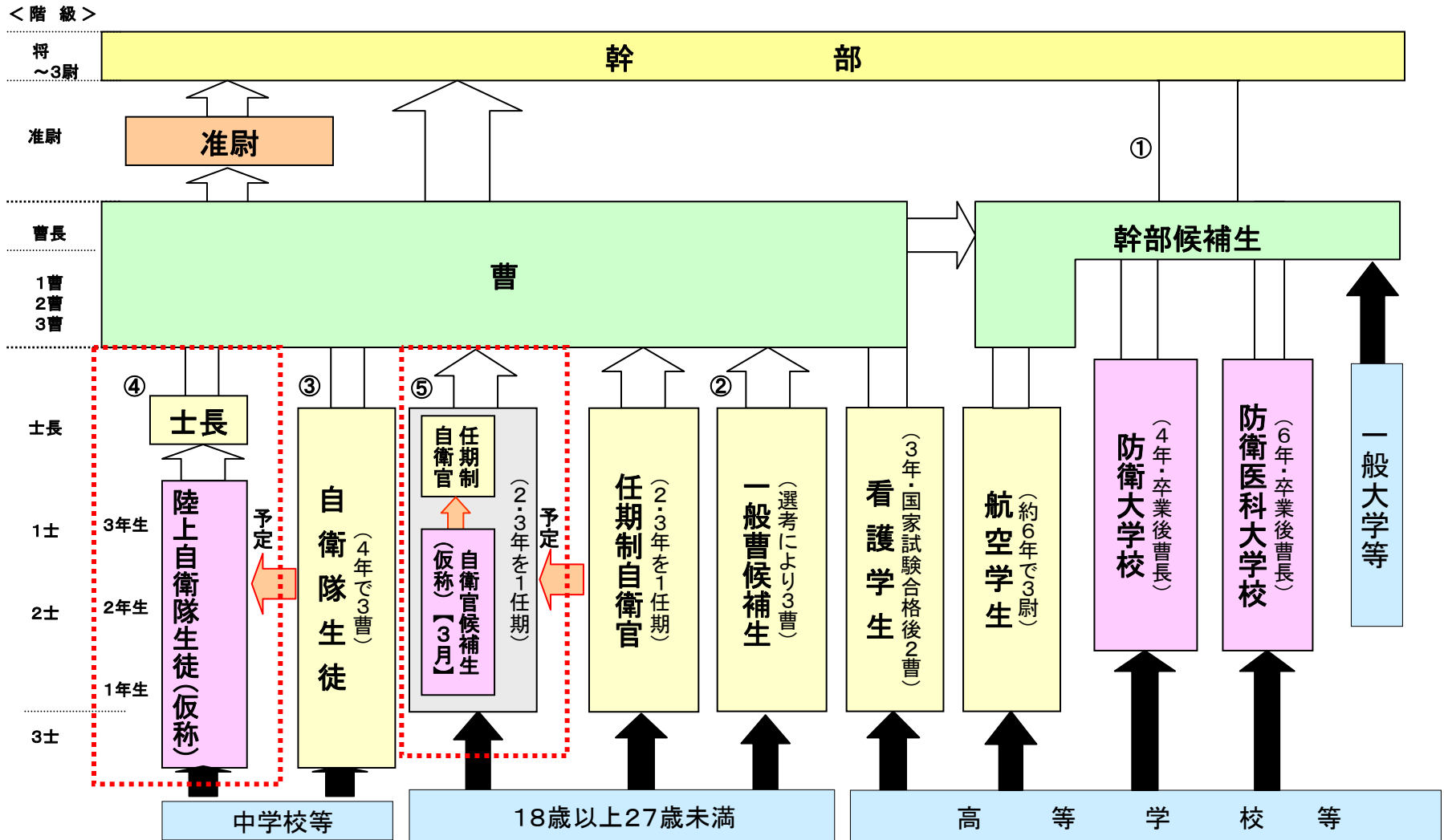
- 懲戒処分として、一般職並みの「免職」「停職」「減給」などのほか、独自の制度として「降任」を規定。（自衛隊法第46条）

**独自の義務と罰則**

- 「上官の職務上の命令に対し多数共同して反抗した者」や「正当な権限がなくて又は上官の職務上の命令に違反して自衛隊の部隊を指揮した者」について独自の罰則を規定。（自衛隊法第119条）

# I. 現 状

## I. 3 自衛官の任用制度



- (注) ① 医科歯科幹部候補生は、医師・歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を終了すれば、2尉に昇任。  
 ② 19年度の採用までは、一般曹候補生と曹候補士。  
 ③ これまで3等陸・海・空士として採用されていた自衛隊生徒のうち、海上自衛隊及び航空自衛隊生徒については、平成19年度採用を最後に、以降の募集を行わないこととした。  
 ④ 陸上自衛隊生徒については、平成22年度の採用から、自衛官の身分ではなく、定員外の新たな身分である「生徒」に変更する予定。  
 ⑤ 任期制隊員の初期教育を充実させるため、平成22年度から、入隊当初の3ヶ月間を非自衛官化して、定員外の防衛省職員とし、基礎的教育訓練に専従させる予定。  
 ⑥  $\blackrightarrow$  :採用試験  $\blackRightarrow$  :試験又は選考

# I. 現 状

## I. 4 自衛官の階級と定年

○自衛官には精強性が求められるため、一般職の公務員とは異なり、若年定年制を採用。

区分	自衛隊			定年(歳)
	陸自	海自	空自	
将官	陸将	海将	空将	60
	陸将補	海将補	空将補	
佐官	1等陸佐	1等海佐	1等空佐	56
	2等陸佐	2等海佐	2等空佐	
	3等陸佐	3等海佐	3等空佐	
尉官	1等陸尉	1等海尉	1等空尉	54
	2等陸尉	2等海尉	2等空尉	
	3等陸尉	3等海尉	3等空尉	
准・曹	准陸尉	准海尉	准空尉	53
	陸曹長	海曹長	空曹長	
	1等陸曹	1等海曹	1等空曹	
	2等陸曹	2等海曹	2等空曹	
	3等陸曹	3等海曹	3等空曹	
士	陸士長	海士長	空士長	—
	1等陸士	1等海士	1等空士	
	2等陸士	2等海士	2等空士	
	3等陸士	3等海士	3等空士	

- 注: 1 各幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳  
 2 医師、歯科医師及び薬剤師である自衛官並びに音楽、警務、情報総合分析、画像地理・通信情報の職務に携わる自衛官の定年年齢は60歳  
 3 自衛隊生徒(士長～3士)は非任期制(曹候補生)の自衛官

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.1 過去の防衛大綱における人事教育施策に係る記述

51大綱(S51.10.29)	07大綱(H7.11.28)	16大綱(H16.12.10)
<p>四. 防衛の態勢</p> <p>5. 教育訓練の態勢</p> <p>防衛力の人的基盤のかん養に資するため、周到な教育訓練を実施し得ること。</p> <p>六. 防衛力整備実施上の方針及び留意事項</p> <p>(略)</p> <p>1. 隊員の充足についての合理的な基準を設定するとともに、良質の隊員の確保と士気高揚を図るための施策につき配慮すること。</p>	<p>Ⅳ 我が国が保有すべき防衛力の内容</p> <p>2 各種の態勢</p> <p>(6) 人事・教育訓練の態勢</p> <p>適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配慮しつつ、隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。</p>	<p>Ⅳ 防衛力の在り方</p> <p>2 防衛力の基本的事項</p> <p>(4) 人的資源の効果的な活用</p> <p>隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する。また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する。</p>



## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.2 中期防(平成17年度～平成21年度)における人事教育施策に係る記述

中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）

#### Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業

##### 4 防衛力の基本的な事項

##### (4) 人的資源の効果的な活用

##### (ア) 人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気及び厳正な規律保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化、統合運用の強化等に対応し得るよう、柔軟な判断力を持つ若手幹部の増加等を通じて質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

##### (イ) 安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図るとともに、安全保障分野における人的交流等により人的基盤を強化する。

# Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

## Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

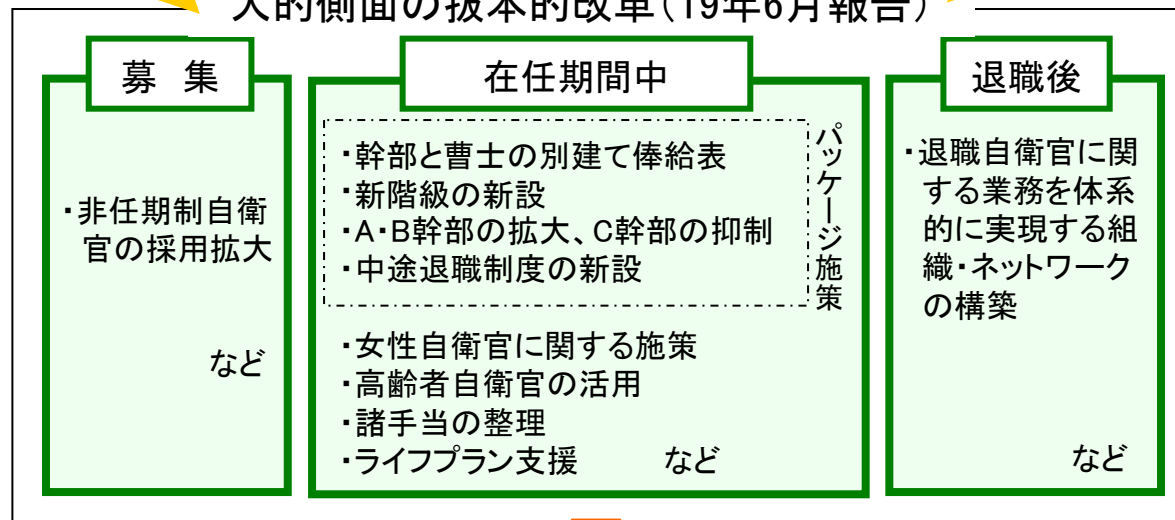
### 我が国の社会構造の変化

- 少子・高学歴化の進行に伴う募集環境の厳しい見通し
- 高齢化によるシニア世代のライフサイクルの変化

### 政府としての取組

- 総人件費改革  
→ 手当の在り方等
- 公務員制度改革  
→ 能力・実績主義の導入

### 人的側面の抜本的改革(19年6月報告)



### 自衛隊をとりまく環境

- 自衛隊の役割の拡大、任務の多様化・国際化
- 装備の高度化・IT化  
→ 操作・装備等に関する技能修得

### 自衛隊に内在する問題

- 人事施策に関し、創設以来抜本的見直しを実現せず  
→ 人的構成の高齢化  
→ 一般職に準じた人事制度

- 有能な人材の確保
- 安心して職務に専念できる環境の整備
- 人的基盤の更なる拡充

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.① 自衛官の募集に係る問題点及び改善の施策（1/3）

##### 問題の所在

募集対象人口の減少及び高学歴化により、中長期的には、募集環境については厳しいものとなると予想され、より一層の募集努力が必要。

##### 改善の施策

以下の施策について検討。

- ① 任期制自衛官から非任期制自衛官へのシフト（大量採用・大量退職を少なくする）。  
← 曹士全体の年齢構成、任期制自衛官の昇任率、人件費への影響等への配慮が必要。
- ② インターネット等、各種媒体を利用した募集広報の充実。
- ③ 採用要領の改正（身体検査基準の見直し 等）。
- ④ 地方公共団体やハローワーク等から、より一層の理解と協力を得るための方策。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.① 自衛官の募集に係る問題点及び改善の施策 (2/3)

##### 自衛官の入隊・退職状況(平成19年度)

###### 入隊者数

区 分	入隊者数
幹部候補生	334名
航空学生	135名
一般曹候補生	6,994名
看護学生	66名
自衛隊生徒	244名
任期制隊員	8,357名
防衛大学校学生	454名
防衛医科大学校学生	79名
その他	49名
合 計	16,712名

###### 退職者数(階層別)

区 分	退職者数
幹 部	2,091名
准 尉	1,031名
曹	3,683名
士	8,410名
合 計	15,215名

###### 退職者数(理由別)

区 分	退職者数
定 年	5,293名
任 満	3,970名
中 途	5,952名
合 計	15,215名

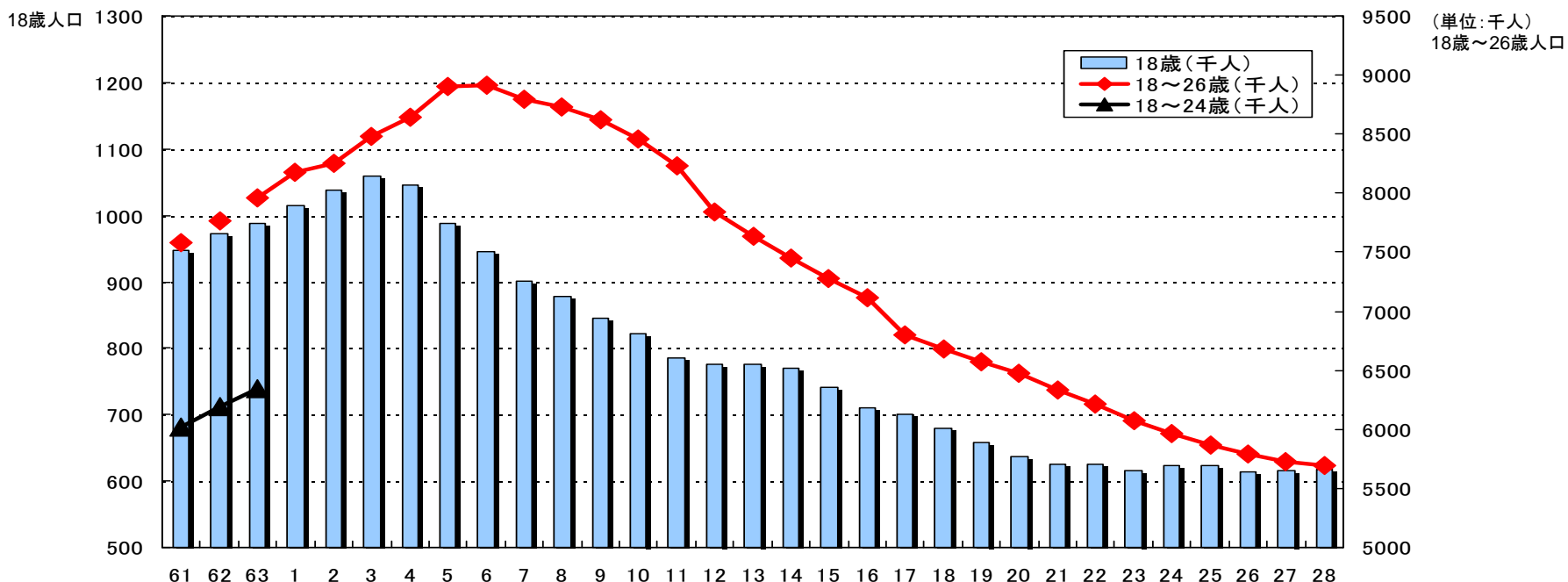
注:入隊者数は年度の募集実績である。

# Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

## Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

### Ⅱ.3.① 自衛官の募集に係る問題点及び改善の施策 (3/3)

自衛官募集対象人口(男子)の推移



年度	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
18歳(千人)	948	972	987	1,014	1,038	1,059	1,045	988	946	900	877	845	822	786	775
18~26歳(千人)	6,015	6,189	6,347	8,179	8,253	8,485	8,641	8,904	8,916	8,794	8,727	8,623	8,463	8,235	7,846

	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
18歳(千人)	776	769	740	710	700	680	658	636	625	626	615	624	623	613	615	618
18~26歳(千人)	7,630	7,448	7,281	7,114	6,795	6,685	6,576	6,473	6,338	6,212	6,078	5,964	5,872	5,788	5,726	5,689

※注 S61~S63の18~26歳(千人)欄については、18~24歳の募集対象者人口である。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.② 自衛隊の幹部の構成に係る問題点及び改善の施策 (1/3)

##### 問題の所存と改善の施策

###### 問題の所在

- 1 現在、陸・海・空自衛官の幹部の年齢構成は、40歳を超える高年齢層において凸の部分ができているが、当該状況が生起する主たる原因は、C幹部の存在。  
(C幹部: 准尉や曹長を経て概ね40歳代で幹部に昇任する者)
- 2 年齢構成の問題に加えて、任務の多様化・国際化、装備の高度化に対応するためには、今後ますますA・B幹部を増加させることが必要。  
(A幹部: 防衛大学校を卒業して、又は一般大学等を卒業し幹部候補生試験を経て、入隊する者)  
(B幹部: 曹士として入隊した者が部内選抜の幹部候補生試験を経て幹部に昇任する者等)

###### 改善の施策

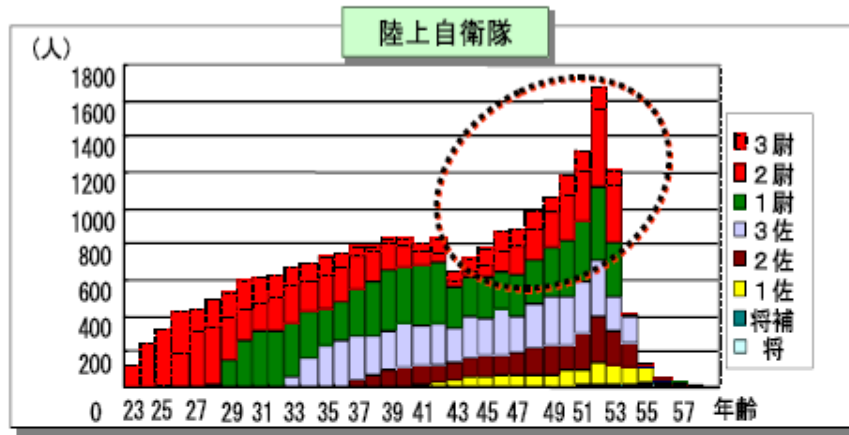
- 1 将来的には、A・B幹部を増加させ、C幹部を現行よりも大幅に抑制することを目指す。
- 2 また、今後、A・B幹部の拡大、C幹部の抑制に係る検討に当たっては、幹部と曹士の俸給表別建てや早期退職制度についての検討と連携をとりつつ実施。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

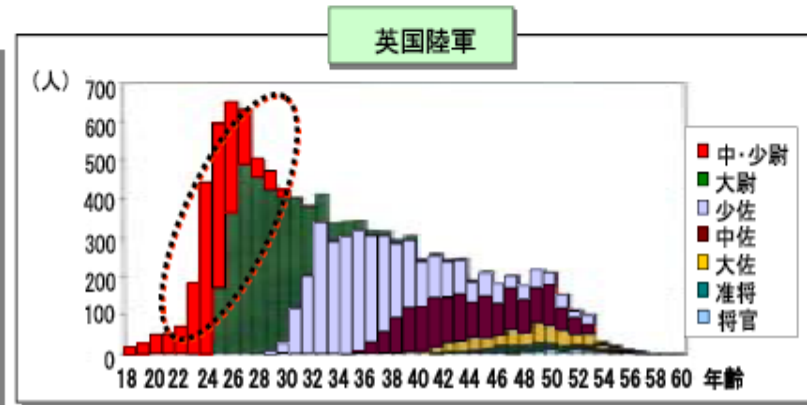
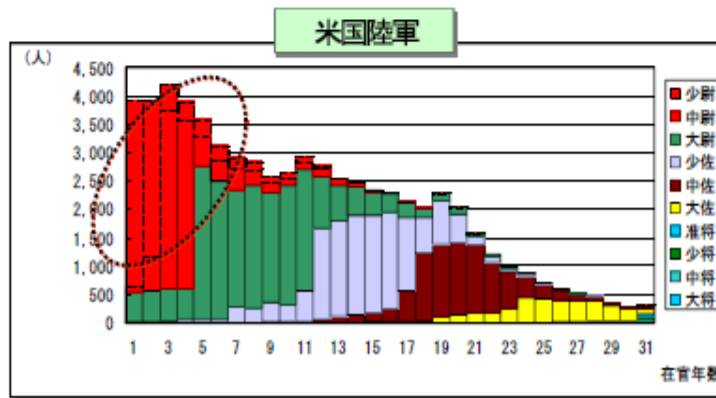
### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.② 自衛隊の幹部の構成に係る問題点及び改善の施策 (2/3)

##### 陸上自衛隊と米国・英国陸軍の幹部の構成比較



問題認識	
○	高い平均年齢 陸：約 41 歳 米：約 34 歳 英：約 36 歳
○	体力を必要とする尉官に 45 歳以上の者が多数存在

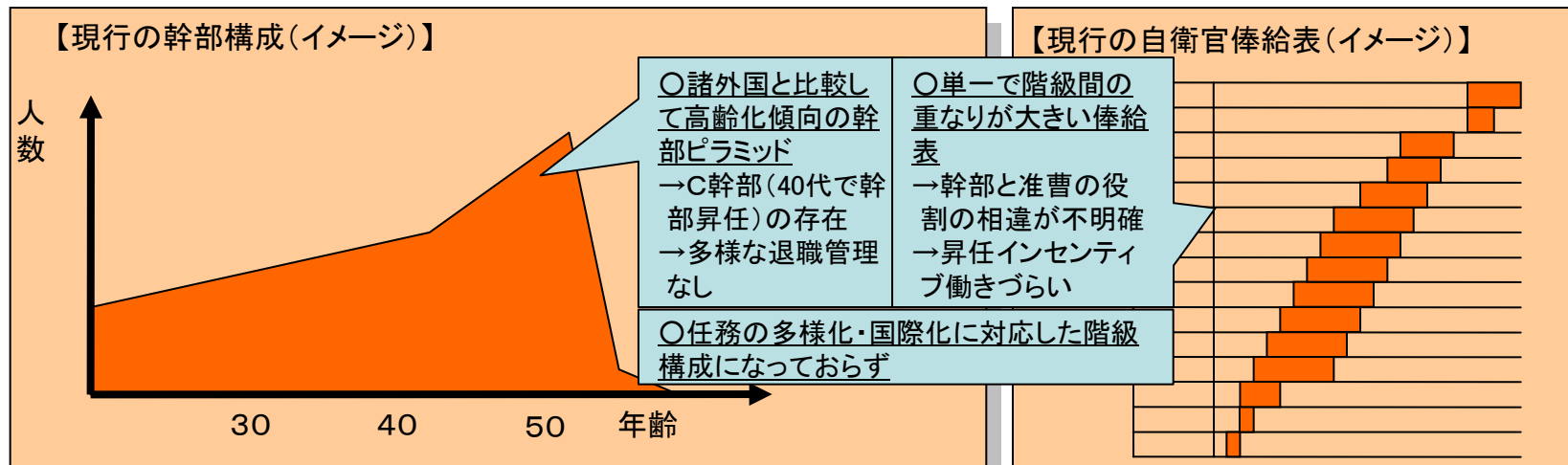


# II. 課題及び取組みの方向性

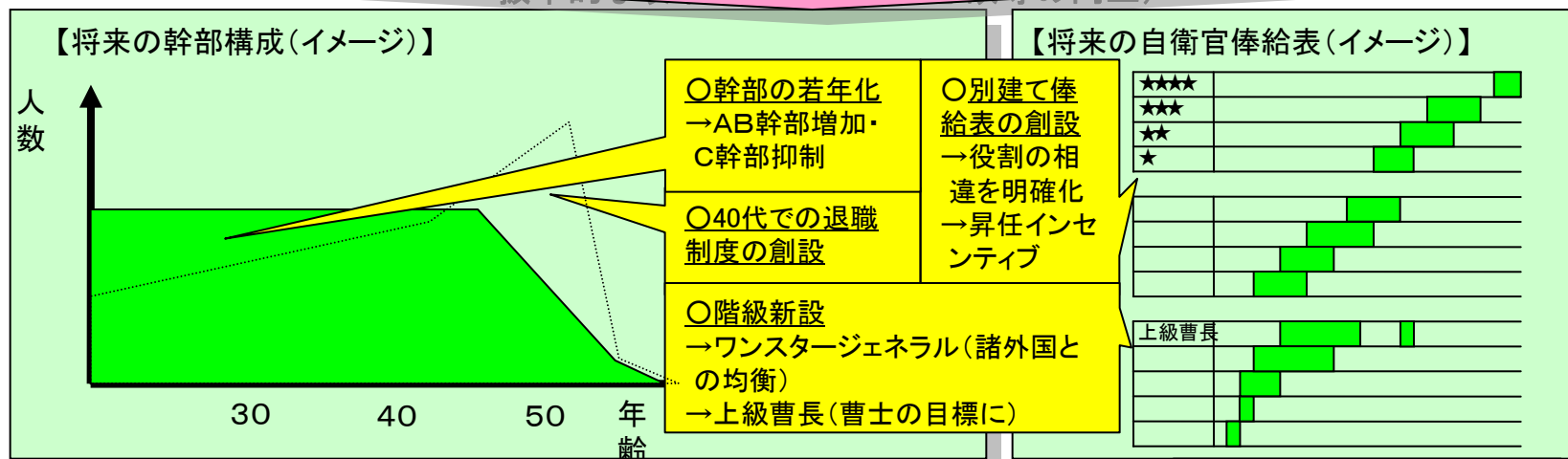
## II.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

### II.3.② 自衛隊の幹部の構成に係る問題点及び改善の施策 (3/3)

#### 改善のための施策パッケージ



#### 抜本的な改革(精強性、勤務意欲等の向上)





## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.③ 中途退職制度に係る問題点及び改善の施策

##### 問題の所存と改善の施策

###### 問題の所在

現在、40代での退職制度は確立していないが、自衛隊の人的構成の高齢化や、50代より40代の方が有効求人倍率が高い傾向にあること、退職する本人にとって多様なライフプランを選択しうることを踏まえ、新たに40代で退職させる制度が必要。

###### 改善の施策

###### (案1) 早期退職優遇制度

【概要】 退職手当の割増等の優遇措置を伴う早期退職の希望を募り、組織として必要な人材の流出防止に配慮した要件を設け選考し退職。

(参考) 現行退職手当法では、勤続25年以上の者が勸奨に応じて退職する場合、定年前10年であれば退職手当を20%割増。

また、地方公共団体で、一時的な措置として、通常の退職手当割増よりも有利な早期退職優遇制度(退職手当の30%割増等)を行った例あり。

###### (案2) 在職年数制限制度

【概要】 階級毎に一定の在職年数制限を設定し、それを超える者を対象として、本人の意思と関係なく自動的に退職。

(参考) 米軍の例： 大佐30年、中佐26年、少佐20年 等

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.④ 階級の在り方に係る問題点及び改善の施策

##### 問題の所存と改善の施策

##### ○ 「上級曹長(仮称)」の階級新設について検討

###### 問題の所在

- ・ 大規模災害派遣、ゲリコマ対処等における小部隊での行動の増加、サービス面の規律維持のより一層の徹底の観点から、曹クラスのリーダーの重要性が増大しているため、現行の「准尉」の位置付けを整理した上で、曹士自衛官の目標となる新たな階級として「上級曹長」を創設すべく検討を実施。

###### 改善の施策

- ・ 「上級曹長」については、今後、付与すべき職責を整理した上で、当該職責を適切に評価し処遇するための俸給水準を設定すべきとの観点から、その創設は「幹部と曹士自衛官の別建て俸給表」の導入に合わせて行う。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.⑤ 女性自衛官の更なる活用に係る問題点及び改善の施策 (1/3)

##### 問題の所存と改善の施策

###### 問題の所在

- 1 平成5年に、一部の配置を除き、原則、全職種・職域を女性自衛官に開放し、その採用・登用に積極的に取り組んできた。  
→ 平成17年度末には、一般職域における女性自衛官の現員数が1万人に到達。
- 2 しかしながら、その比率は5%程度。  
今後の少子化・高齢化社会を踏まえた場合、自衛隊においても女性自衛官の更なる採用・登用の拡大に努めることが重要。

###### 改善の施策

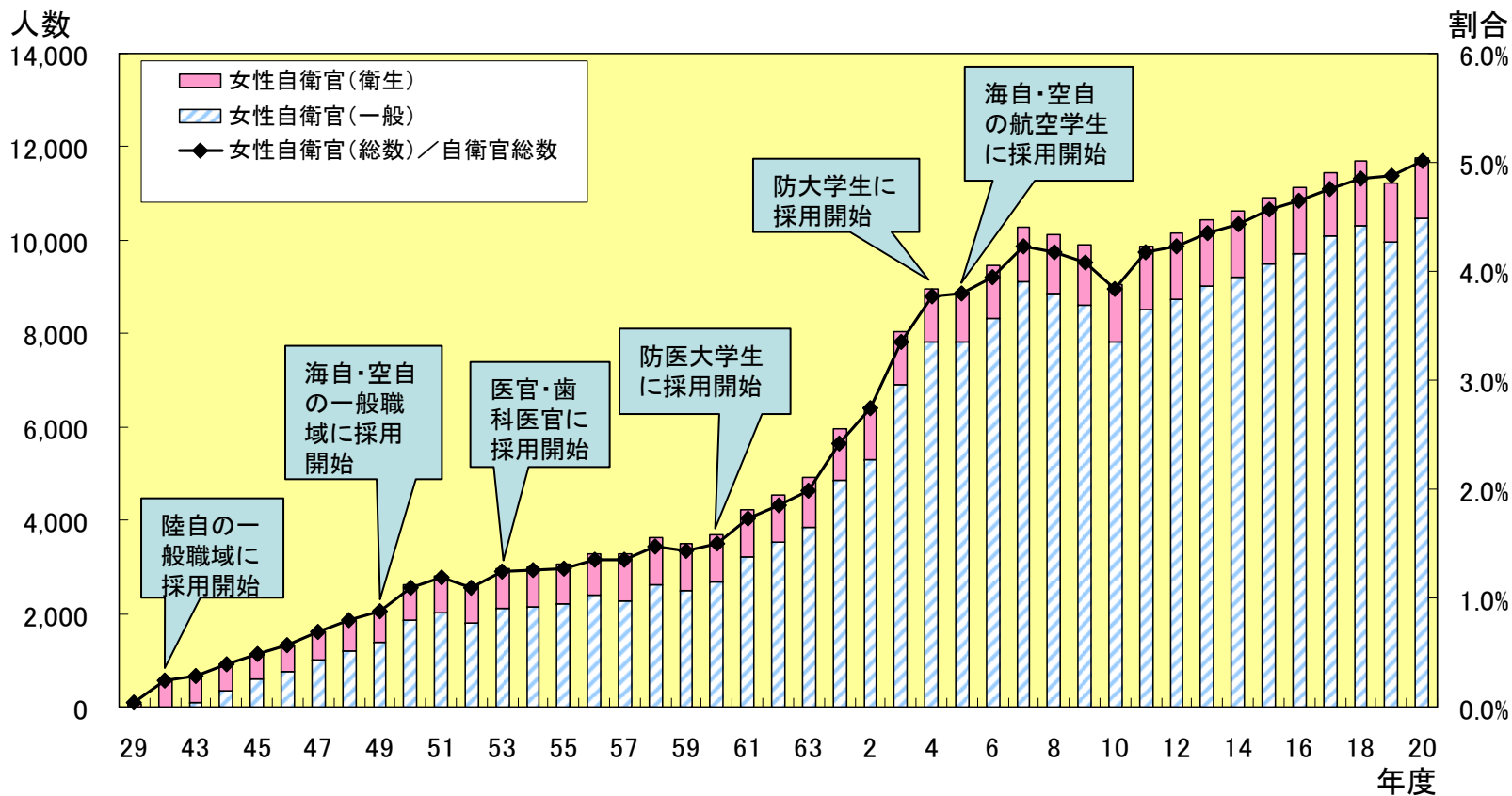
防衛副大臣を本部長とする「防衛省男女共同参画推進本部」及び防衛大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」において、女性自衛官の増員及び定着率改善のための施策について検討・推進。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.⑤ 女性自衛官の更なる活用に係る問題点及び改善の施策 (2/3)

##### 女性自衛官の在職状況の推移



平成20年(2008年)12月末現在、女性自衛官は 11,630名 (全自衛官現員の約5.0%)

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.⑤ 女性自衛官の更なる活用に係る問題点及び改善の施策 (3/3)

##### 防衛省における男女共同参画への取組(改善の施策)

- 1 防衛省託児施設の開設 

〔	平成19年4月	三宿駐屯地(東京都世田谷区)
	平成21年4月	熊本駐屯地(熊本県熊本市)

→ さらに平成22年度に横須賀地区、平成23年度には真駒内駐屯地にも開設予定。
- 2 女性自衛官の配置制限の見直し

→ 従来、教育及び研究開発用途のみに女性自衛官を配置していた固定翼哨戒機(P-3C)への女性自衛官の配置制限を解除(平成19年3月)。

→ 海上自衛隊の護衛艦、掃海母艦、及び回転翼哨戒機(※)への女性自衛官の配置制限を解除(平成20年9月)。(※)教育及び研究開発用途のものは従来より配置を制限していない。
- 3 育児休業代替要員(自衛官)制度の整備

→ 育児休業を取得する自衛官の代替要員として元自衛官を採用する制度を平成19年9月1日に導入。
- 4 男女共同参画推進企画室の新設

→ 人事教育局人事計画・補任課内に女性自衛官に関する施策等を専属的に担う組織を平成20年7月に新設。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.⑥ 再就職の援護・退職後の措置に係る問題点及び改善の施策（1/3）

##### 問題の所存と改善の方向性

###### 問題の所在

- 1 退職自衛官は、予備戦力の基盤となるものであり、このような役割を担う退職自衛官について福利厚生施策を講じるとともに、退職自衛官のネットワーク化を確立することは、より安定した我が国の安全保障基盤を確立する上で重要。
- 2 また、我が国の防衛力の基盤となる自衛官が、その将来への不安を解消し、在職中に安んじて職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優れた資質を有する人材を確保するため、自衛官の退職後の生活基盤の安定確保を図る必要。

###### 改善の方向性

- ・ 退職自衛官を支援するため、援護も含めた総合的な施策を行う体制について検討中。

# Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

## Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

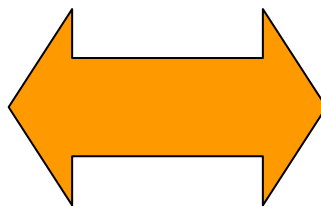
### Ⅱ.3.⑥ 再就職の援護・退職後の措置に係る問題点及び改善の施策 (2/3)

#### 退職自衛官の再就職援助の現状 (1/2)

##### 防衛省・自衛隊

自衛隊の援護担当が以下の業務を実施

- ・求人開拓、求職情報の収集・整理
- ・求人、求職情報の援護協会への取次ぎ
- ・援護教育、職業訓練



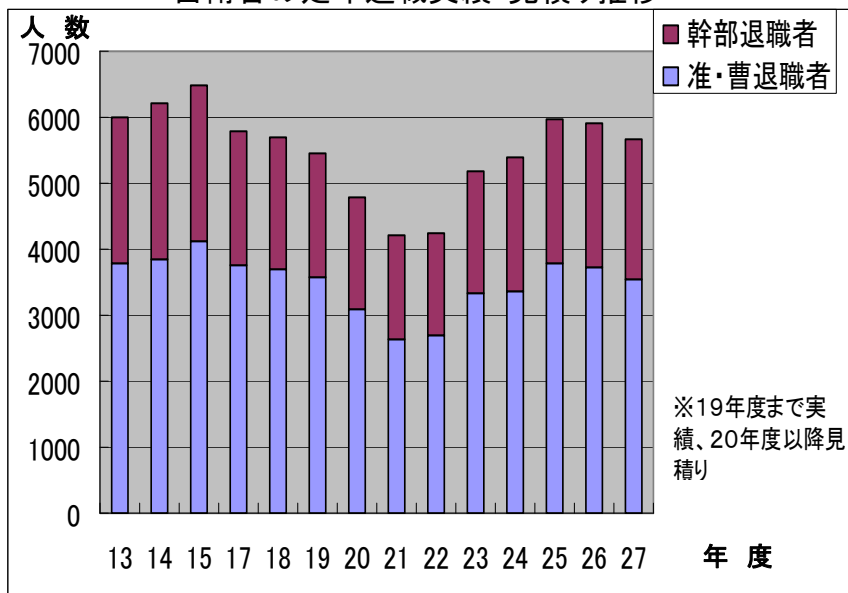
年間約6,000人の再就職を援護

##### 自衛隊援護協会

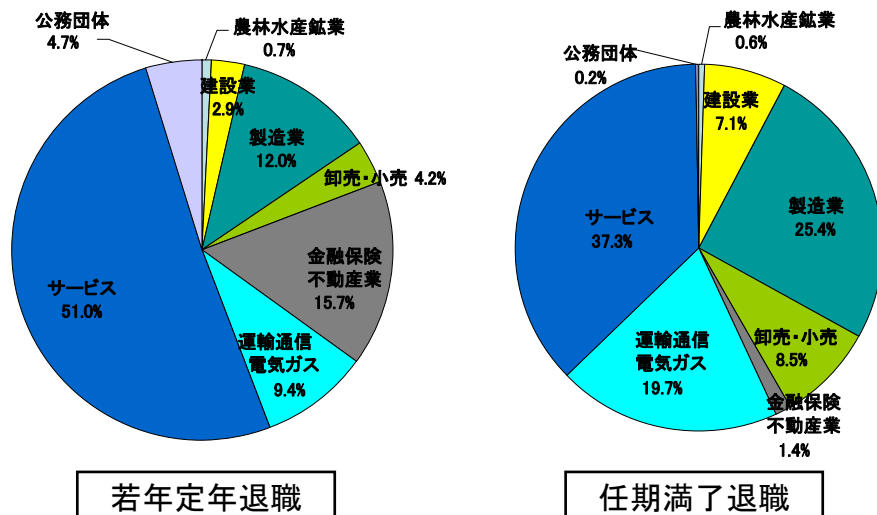
無料職業紹介を実施

- ・特定自衛官と特定企業のマッチング
- ・求人開拓
- ・求人票、求職票の受理

自衛官の定年退職実績・見積り推移



退職自衛官の業種別就職状況(平成19年)

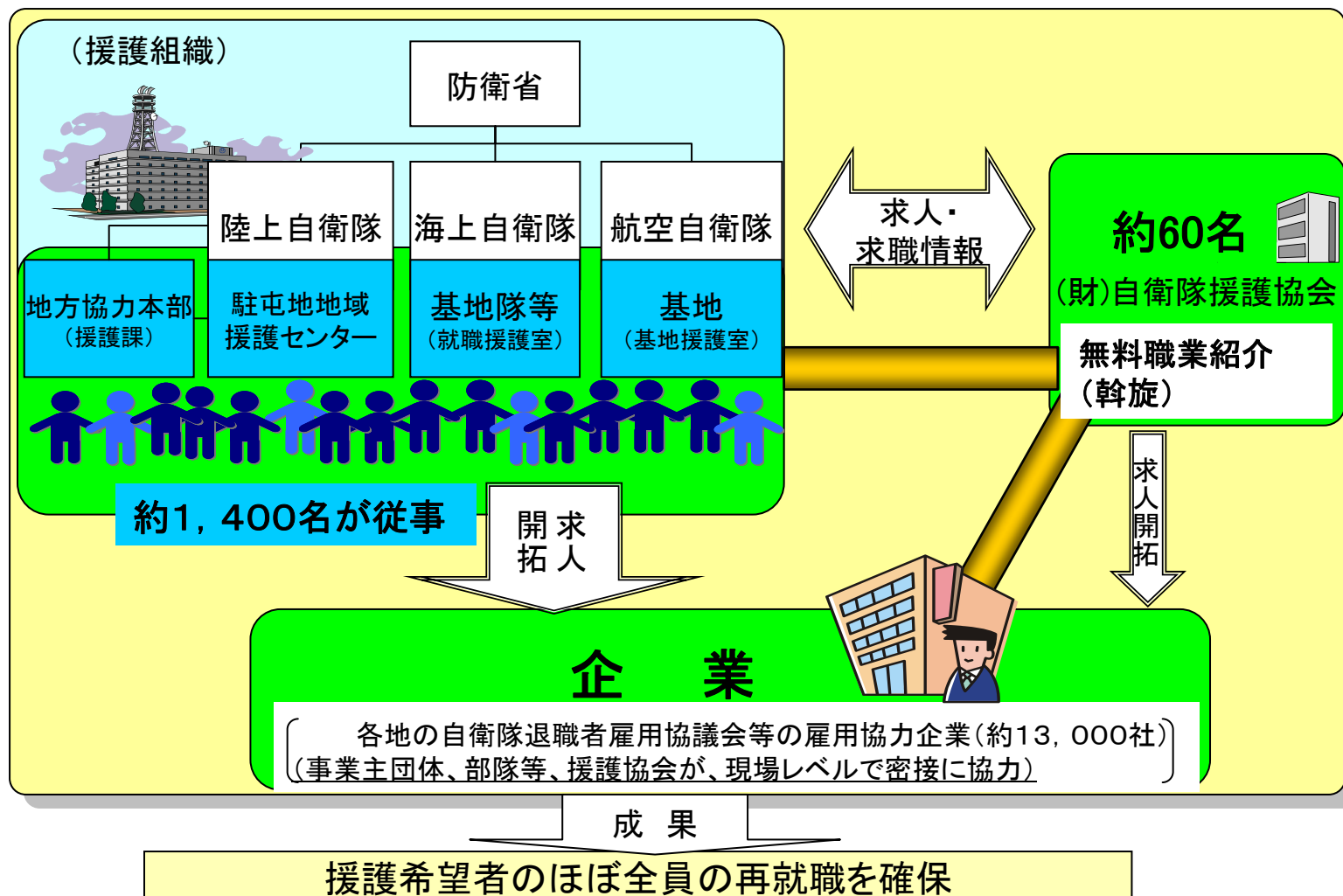


## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.3 防衛力の人的側面についての抜本的改革

#### Ⅱ.3.⑥ 再就職の援護・退職後の措置に係る問題点及び改善の施策 (3/3)

退職自衛官の再就職援助の現状 (2/2) (援護組織と協力関係)





## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.4 国家公務員制度改革に準じた改革

#### 背景

- 1 平成19年、一般職の国家公務員を対象に、以下の内容の国家公務員法改正あり。
  - ・ 人事評価等に基づく能力本位の人事管理の徹底(能力・実績主義)
  - ・ 各府省による再就職あっせんを禁止し、官民人材交流センターが一元的に実施すること等(再就職規制)同年の閣議決定で、自衛隊員についても、特別職の特殊性を十分考慮した上で、これに準じた内容の法案を速やかに提出することとされた。
- 2 平成20年、内閣による幹部人事の一元管理等を内容とする国家公務員制度改革基本法が成立。これは、一般職・特別職の区別なく適用されるものであり、その際、「職員の職務の特殊性に十分配慮するものとする」(同法第4条第2項)とされた。

#### 防衛省における対応状況

- 1 能力・実績主義及び内閣による幹部人事の一元管理  
自衛隊員に係る能力・実績主義の徹底と、内閣による幹部人事の一元管理を防衛省職員(事務官等のみ※)にも適用。  
(※自衛官については、職務の特殊性を踏まえ、内閣による幹部人事の一元管理の適用対象から除外。)
- 2 再就職規制  
一般職の制度に準じつつ、自衛隊員の特殊性を考慮した具体的な制度について検討中。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.5 海外派遣に係る取組み（1／2）

1991(平3)年のペルシア湾への掃海艇の派遣以後、防衛省・自衛隊は国際平和協力活動等に積極的に取り組んでおり、派遣された隊員も延べ約30,000人に達する。現在は、PKO活動(ゴラン、ネパール、スーダン)に56人、補給支援活動に約300人、海賊対処の活動に約400人が従事。

防衛省としては、派遣される隊員が安んじて、かつ、誇りをもって任務に従事できるよう給与、賞じゅつ金等の処遇に配慮するとともに、家族支援を積極的に実施。

#### 給与

- ・ PKO業務に従事する隊員には、日額20,000～4,000円の国際平和協力手当を支給。
- ・ 補給支援活動に従事する隊員には、日額4,000～400円の特別補給支援活動手当を支給。
- ・ 海賊対処の活動に従事する隊員には、日額4,000円～400円の海上警備等手当を支給
- ・ 国際平和協力活動等に多数回派遣された隊員には、昇給や勤勉手当の優遇措置を実施。

#### 賞じゅつ金等

- ・ PKO業務、補給支援活動に従事する隊員が不幸にして死亡した場合には、最高額6千万円の賞じゅつ金を授与。
- ・ 海賊対処の活動に従事する隊員が危険性の高い状況下で勇敢に職務を遂行した上で、不幸にして死亡等した場合には、最高額を9千万円まで引上げ。(イラク人道復興支援活動に同じ。)
- ・ 上記いずれの場合も賞じゅつ金に加え、内閣総理大臣から最高額1千万円の特別ほう賞金を授与。

#### 家族支援等

- ・ 国際平和協力活動等に際しては、留守家族支援本部の設置や各種説明会による情報提供、電子メール及び国際電話等による隊員と留守家族間の通信、災害・急病等の援助や、医療・法律相談の実施、追送品の送付、機関誌の発行などのできる限りの支援策を実施。
- ・ 派遣された隊員に対しても、留守家族との絆を維持できるように家族からのビデオレターの送付や衛星携帯電話電子メール送信といった連絡体制を整備。

その他、メンタルヘルスケア、厚生用品の整備、休暇の付与、公務災害補償の特例などを実施。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.5 海外派遣に係る取組み（2／2）

#### 国際平和協力活動等に従事する隊員への手当・賞じゅつ金等の変遷

年	実施した主な国際平和協力活動等	手当の施策	賞じゅつ金等の施策
91(平3)	ペルシア湾への掃海艇派遣	特別掃海業務手当(10,600～3,700円)を新設。	ペルシア湾への掃海艇等の派遣に伴う特別ほう賞制定。
92(平4)	カンボジアPKO派遣	国際平和協力手当を新設。 カンボディアPKOの手当額(20,000～4,000円)設定。	国際平和協力業務に従事する者に対する特別ほう賞制定。 国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を賞じゅつ金の対象に追加。 賞じゅつ金の最高額を従来の倍額に引上げ(最高5千万円へ)。
93(平5)	モザンビークPKO派遣	モザンビークPKOの手当額(16,000～4,000円)新設。	
94(平6)	ルワンダ難民救援隊派遣	ルワンダ難民救援隊の手当額(20,000～4,000円)新設。 国際緊急援助手当(4,000～1,400円)を新設。	
95(平7)			賞じゅつ金の授与額を改善(最高6千万円へ)。
96(平8)	ゴラン高原PKO派遣開始	ゴランPKO(12,000～4,000円)の手当額を新設。	
98(平10)	ホンジュラス国際緊急援助隊派遣		
01(平13)	インド国際緊急援助隊派遣 テロ特措法に基づく活動開始	特別協力支援活動等手当(現、特別補給支援活動手当 4,000～400円)新設。	テロ対策関連業務等に従事する者に対する特別ほう賞制定。 テロ対策関連業務に従事する場合を賞じゅつ金の対象に追加。
02(平14)	東ティモールPKO派遣	東チモールPKOの手当額(12,000～1,400円)新設。	
03(平15)	イラク人道復興支援活動	イラク人道復興支援等手当(24,000～400円)新設。	人道復興支援等関連業務に従事する者に対する特別ほう賞制定。 人道復興支援活動に従事する場合の賞じゅつ金の最高額を1.5倍に引上げ(最高9千万円へ)。
04(平16)	スマトラ沖大地震国際緊急援助隊派遣		
05(平17)	パキスタン大地震国際緊急援助隊派遣		
07(平19)	ネパールPKO派遣開始	ネパールPKOの手当額(20,000～4,000円)を新設。	
08(平20)	スーダンPKO派遣開始	スーダンPKOの手当額(16,000～10,000円)を新設。	
09(平21)	海賊対処のための海上警備行動開始	海上警備等手当(4,000～400円)を新設。	海賊対処のための業務に従事する者に対する特別ほう賞制定。 海賊対処のための業務に従事者の賞じゅつ金の最高額を1.5倍に引上げ(最高9千万円へ)。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.6 教育に係る問題点及び改善の施策（1／3）

#### 問題の所在

海外における活動の増加等自衛隊の活動の多様化や装備品の近代化等を踏まえれば、技術開発等の特定分野における高度な専門的知識を付与するための教育の機会が不足している分野あり。

また、国際平和協力活動の本来任務化に伴い、同活動に関する専門的な知識及び技能を付与するための教育をより充実させることが必要。

#### 改善の施策

- ・ 防衛大学校総合安全保障研究科後期課程（博士相当）の新設（21年4月）。
- ・ 防衛大学校の理工学研究科及び総合安全保障研究科の前期課程（修士相当）の修了要件の緩和（20年4月）。
- ・ 他大学との各種共同研究等高度かつ先進的な研究の実施により、研究及び教育の質の向上を図るため、防衛大学校及び防衛医科大学校で行う研究の位置付けを明確化。
- ・ 国際活動教育隊における教育や方面隊における練成訓練等を継続実施するとともに、国際平和協力センター（仮称）を設置（22年度開館・運用開始予定）。

# II. 課題及び取組みの方向性

## II.6 教育に係る問題点及び改善の施策（2／3）

### 国際活動教育隊における教育

国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組む体制の整備のため、**国際平和協力活動を実施する上で必要な教育等を平素から実施する専門の部隊**として国際活動教育隊を平成19年3月に新編。

- 国際活動に係る基本教育の実施 → **専門的識能を保持する要員の養成**
- 方面隊の行う練成訓練の支援 → **各方面隊斉一で高い練度の保持**
- 教育訓練に直結する研究等の実施 → **教訓を直ちに反映、ノウハウの蓄積**

編 成  
 定 員：約80人  
 新編時期：平成19年3月  
 配置場所：駒門（静岡県）

### 【主要装備品】



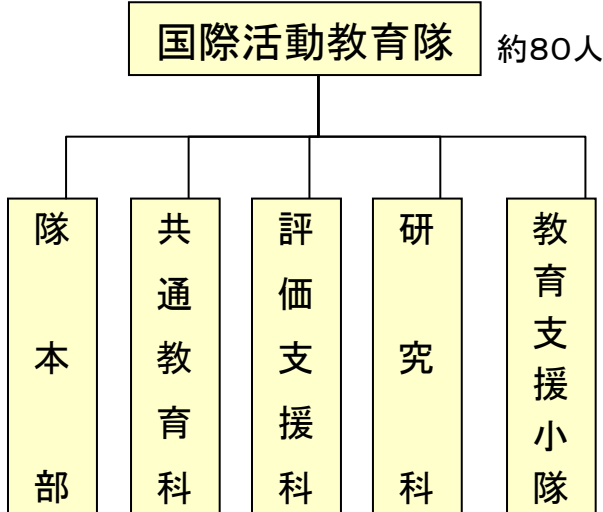
軽装甲機動車



高機動車



96式装輪装甲車



課 程 名	対象者	対象者数(年間)	教育期間
国際活動	幹部自衛官	約120名	約4週間
	上級陸曹	約120名	約2週間

# II. 課題及び取組みの方向性

## II.6 教育に係る問題点及び改善の施策 (3 / 3)

### 国際平和協力センター(仮称)の概要

【主旨】 国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組むとともに、関係機関との有機的な連携により効率的に人材育成を行うとの観点から、自衛隊員のみならず、他省庁関係者、国連・国際機関職員、NGO関係者、一般の国民、更には諸外国関係者などに対して、教育・広報・研究を実施する基盤を整備するもの。

外観イメージ図



教育、研究のイメージ



広報(展示)のイメージ



施設	目黒地区(約14.7万㎡)内、幹部学校棟の南東側に、鉄筋鉄骨7階建てを計画(延床面積:約7千㎡)
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育機能             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際平和協力活動に関する企画・立案等を担当する要員や国際機関の司令部要員等を養成する教育等</li> <li>・ 防衛省・自衛隊と関係機関による教育・研修、訓練及び意見交換</li> <li>・ 防衛省・自衛隊と関係機関とのセミナー等</li> <li>・ 部内外講師による講話等</li> </ul> </li> <li>○ 広報機能             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際平和協力活動に関する日本及び諸外国の取り組み状況の展示</li> <li>・ 現場映像の上映、模型の展示</li> <li>・ 国際平和協力活動経験者による講演会</li> <li>・ 各種イベント</li> </ul> </li> <li>○ 研究機能             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際平和協力活動に関する研究</li> </ul> </li> </ul>
工事費等	約14.9億円(平成20年度予算:第Ⅰ期工事分) 約9.7億円(平成21年度予算:第Ⅱ期工事分等)

区分	20年度	21年度	22年度
施設整備等	第Ⅰ期建設工事(躯体建設工事)	第Ⅱ期建設工事(内装工事、主要機器設置等)	機材購入・設置
組織・編成		★ 組織新編	

開館・運用開始

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.7 メンタルヘルスに係る取組み（1／2）

#### 問題の所存と改善の施策

##### 問題の所在

メンタルヘルスは、隊員個々にとって重要な問題であると同時に、自衛隊にとっても、職務遂行を円滑にすると共に、精神的精強性の基盤となる等極めて重要な問題。また、自殺事故の防止のためにも、メンタルヘルス施策は必要。

##### 改善の施策

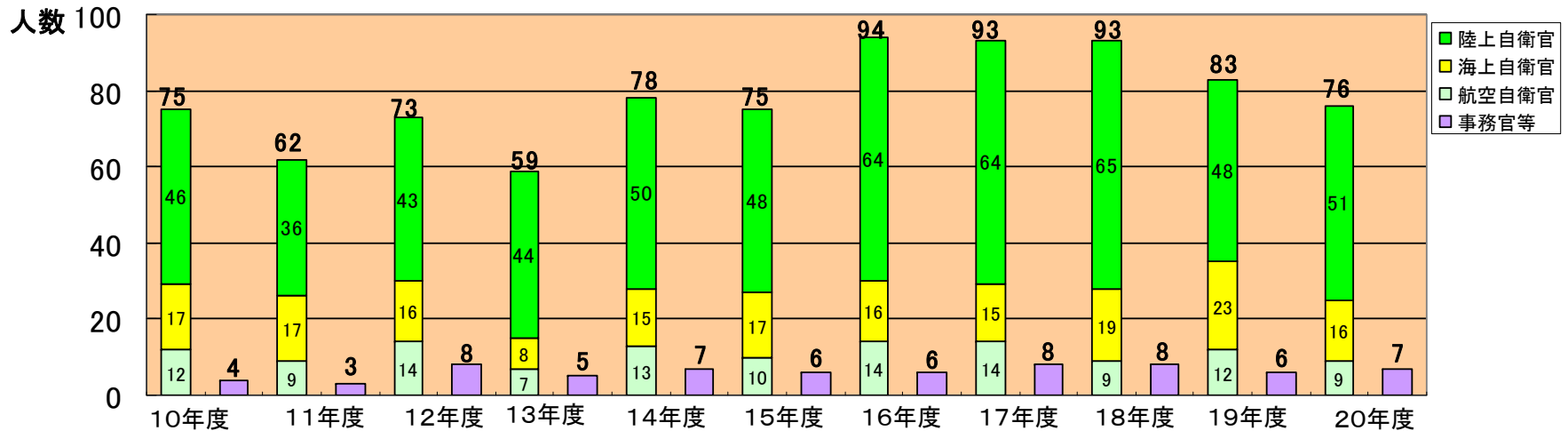
- 1 これまで、以下の施策を検討・実施。今後も施策の充実を継続。
  - ① カウンセリング体制の充実
  - ② メンタルヘルスに関する啓発教育の徹底
  - ③ 自殺した隊員の身近な隊員や御遺族に対するアフターケア
  - ④ メンタルヘルス施策強化期間の設定
  - ⑤ 悩みなどの相談を促進するための標語・ポスターの作成
  - ⑥ メンタルヘルスに関するホームページの作成
  - ⑦ 部内外のメンタルヘルス等に関する相談先を記載したカードの隊員への配布及び携行の徹底
  - ⑧ 医療の充実としてうつ病に陥る危険性のある隊員への早期治療やうつ病等患者への精神科におけるリハビリテーション
- 2 防衛省自殺事故防止対策本部（平成15年7月15日設置）

防衛大臣政務官を本部長として、自衛官の自殺事故を防止するための対策を強力に推進するため設置。

## Ⅱ. 課題及び取組みの方向性

### Ⅱ.7 メンタルヘルスに係る取組み（2／2）

#### 自殺者の状況



#### 平成20年度原因別自殺者数(自衛官)

年度・区分	病苦	借財	家庭	職務	その他・不明	計
20年度	1	14	6	21	34	76

注1:「その他」とは、精神疾患、将来への不安、厭世等である。

注2:人事担当者の推定による。



# 防衛人事審議会

## 1 位置付け

防衛省組織令43条に基づき設置される審議会で、防衛大臣が任命する学識経験のある委員16名で構成される。懲戒処分等に対する不服申し立てにつき大臣から付議された案件、隊員の再就職につき大臣から付議された案件等について審議し、議決を行う。

## 2. 防衛人事審議会の構成

名称	委員	所掌事務
公正審査分科会	5名	・懲戒処分等に関する審査請求又は異議申立て事項についての審査
離職者就職審査分科会	5名	・隊員の離職後における営利企業体への就職に関する審査 ・防衛省と民間企業との間の官民人事交流に関する実施計画の審査等
職員処遇問題部会	6名	・防衛省職員給与法に定める一定の事項に関する政令案等についての意見陳述 ・職員の人事管理の基準のうち能率(福利厚生、安全管理等)に関するものについての調査審議

## 3 委員

[定数] 16名 [任期] 2年  
学識経験者である委員16名

# 自衛隊員倫理審査会

## 1 位置付け

国家行政組織法第8条及び防衛省設置法第13条に基づき設置される審査会で、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐させるため、平成12年4月1日に自衛隊員倫理法、自衛隊員倫理規程の施行とともに設置。（自衛隊員倫理法第10条）

## 2 職務

### (1) 調査審議及び防衛大臣への建議

- ア 自衛隊員倫理規程に関すること
- イ 自衛隊員倫理法等に違反した場合の懲戒処分の基準に関すること
- ウ 職務に係る倫理の保持に関する事項の調査研究及び企画
- エ 職務に係る倫理の保持のための研修に関すること
- オ 自衛隊員倫理規程の遵守のための体制整備に関すること

### (2) 各種報告書（贈与等報告書、株取引等報告書、所得等報告書）の審査

### (3) 自衛隊員倫理法等に違反する行為等についての調査

### (4) 防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること

- ア 自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令の制定
- イ 贈与等報告書（2万円を超える贈与等）の非開示事由の認定
- ウ 自衛隊員倫理法等の違反行為に対する懲戒処分
- エ 特に必要があると認められる場合の懲戒処分の概要の公表

## 3 委員

[定数] 5名 [任期] 2年  
学識経験者である委員5名